



# 鳥取県公報

令和8年3月31日（火）  
号外第27号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 訓 令	鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（1）（政策法務課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令（2）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令（3）（〃）・・・・・・・・ 5
	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（4）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
	（5）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令（6）（人事企画課）・・・・・・・・ 13
	職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令（7）（〃） 14
	鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（8）（職員支援課） 16
	鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令（9）（職員人材開発センター） 19
	県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令（10）（行財政改革推進課） 20
◇ 教委訓令	教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令（1）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

# 訓 令

## 鳥取県訓令第1号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線、傍線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）					
公印の 種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	公印の 種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	
略					略					
9 削除					9 局 長印 第1号 第2号	鳥取県 局長印	22ミリ メートル 平方	政策法 務課長		
					第2号	鳥取県 局長印	22ミリ メートル 平方	政策法 務課長	縦書き の文書 用	
10 局 長印 第1号 第2号	略				10 部 内局 長印 第1号 第2号	略				
11 課 長印 第1号 第2号 第3号	鳥取県 何部 何課長印	21ミリ メートル 平方	主務課 長		11 課 長印 第1号 第2号 第3号	鳥取県何 部（局） 何課長印	21ミリ メートル 平方	主務課 長		
					第2号	何部鳥 取県 何課長 印	21ミリ メートル 平方	主務課 長	縦書き の文書 用	
					第3号	鳥取県何 部（局） 課長印	21ミリ メートル 平方	主管課 長		

第 4 号	鳥 取 県 何 部 課 長 印	21 ミリ メートル 平方	主管課 長	縦 書 きの 文 書 用	第 4 号	鳥 取 県 何 部 課 長 印	21 ミリ メートル 平方	主管課 長	縦 書 きの 文 書 用	略

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第2号**

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県施行文書書式規程の一部を改正する訓令

鳥取県施行文書書式規程（昭和32年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 5px 0;">略</div> <p>第10～第12 略</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <p>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</p> </div>	<p>別表（第5条関係） 知事の事務部局の施行文書書式 目次 略 第1～第8 略 第9 一般文書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 5px 0;">略</div> <p>第10～第12 略</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"> <p>○ 略 (ア)～(キ) 略 (ク) 所属名（発信者が部内局又は総合事務所の長以上のものに限る。）、担当名、担当者名、電話番号等を記載する。 (ケ) 略</p> </div>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第3号**

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等のうち鳥取県行政組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課（同表の第2欄に掲げる局のうち当該局内に課が置かれない局を含む。）及び鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 政策法務課長が管守する公印を押印する施行文書（当該押印に相当する電子署名を行うものを含む。<u>次条第1項において同じ。</u>）に係る起案文書のうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 1以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文書の区分</th> <th style="text-align: center;">文書の類型</th> <th style="text-align: center;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 職員の人事に関する文書</td> <td style="text-align: center;">1～4 略 5 知事、副知事、 部（鳥取県行政組織条例（平成6年</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	文書の区分	文書の類型	保存期間	略			3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、 部（鳥取県行政組織条例（平成6年	略	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 本庁等のうち鳥取県行政組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課（同表の第2欄に掲げる部内局のうち当該部内局内に課が置かれない部内局を含む。）及び鳥取県会計管理部組織規則第2条第1項の規定により設置された課並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(18) 略</p> <p>2 略</p> <p>(政策法務課の審査)</p> <p>第19条 次に掲げる起案文書については、前条第1項の規定による文書管理主任の審査に代えて、政策法務課の職員の審査を受けなければならない。</p> <p>(1) 政策法務課長が管守する公印を押印する施行文書に係る起案文書のうち、次に掲げるもの以外のもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第1 文書の保存期間の区分（第32条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 1以外のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">文書の区分</th> <th style="text-align: center;">文書の類型</th> <th style="text-align: center;">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 職員の人事に関する文書</td> <td style="text-align: center;">1～4 略 5 知事、副知事、 部局（鳥取県行政組織条例（平成6年</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	文書の区分	文書の類型	保存期間	略			3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、 部局（鳥取県行政組織条例（平成6年	略
文書の区分	文書の類型	保存期間																	
略																			
3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、 部（鳥取県行政組織条例（平成6年	略																	
文書の区分	文書の類型	保存期間																	
略																			
3 職員の人事に関する文書	1～4 略 5 知事、副知事、 部局（鳥取県行政組織条例（平成6年	略																	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書		略		知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書		略		知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略	略	
鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書																	
略																	
知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略																
略																	
年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局をいう。以下同じ。)の長及び会計管理者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書																	
略																	
知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員以外の職員の事務の引継ぎに関する文書	略																
略																	
別表第2 歴史公文書等の選別基準(第34条関係)	別表第2 歴史公文書等の選別基準(第34条関係)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">選別基準の区分</th> <th style="width: 75%;">基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">16 幹部職員の事務引継に関する文書</td> <td style="padding: 5px;">知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </tbody> </table>	選別基準の区分	基準の内容	略		16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">選別基準の区分</th> <th style="width: 75%;">基準の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">16 幹部職員の事務引継に関する文書</td> <td style="padding: 5px;">知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </tbody> </table>	選別基準の区分	基準の内容	略		16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書	略	
選別基準の区分	基準の内容																
略																	
16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、部の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書																
略																	
選別基準の区分	基準の内容																
略																	
16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、部局の長及び会計管理者並びに地方公務員法第3条第3項第4号に掲げる特別職の職員の事務の引継ぎに関する文書																
略																	
備考 略	備考 略																

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項第1号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

**鳥取県訓令第4号**

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準使 用期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準使 用期間 (月)	備考
略					略				
9 <u>介助主任及び介助員の職務に従事する職員</u>	略				9 介助員の職務に従事する職員	略			

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第5号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間（月）	備考
略					略				
鳥獣対策課	常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	1	36	鳥獣対策課	1 常時現地で業務に従事する職員（ツキノワグマ追跡調査員を除く。）	作業服（上衣）	1	36
		作業服（夏上衣）	1	36			作業服（夏上衣）	1	36
		作業服（ズボン）	1	36			作業服（ズボン）	1	36
		長靴	1	36			長靴	1	36
		防寒服	1	36			防寒服	1	36
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36		
	防寒服	1	36						
略					略				
中部	略				中部	略			
総合	5 農林局	作業服（上衣）	2	60	総合	5 農林局	作業服（上衣）	2	60

事務 所	農業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	衣)				事務 所	農業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	衣)			
		作業服（夏上衣）	2	60	作業服（夏上衣）			2	60		
		作業服（ズボン）	2	60	作業服（ズボン）			2	60		
		作業服（夏ズボン）	2	60	作業服（夏ズボン）			2	60		
		長靴	1	36	長靴			1	36		
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36				
	防寒服	1	36		防寒服	1	36				
	防寒ズボン	1	36								
6	農林局倉吉農業改良普及所及び東伯農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	6	農林局倉吉農業改良普及所及び東伯農業改良普及所の職員のうち常時現地で農業改良普及の業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60		
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60		
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60		
		作業服（夏ズボン）	2	60			作業服（夏ズボン）	2	60		
		長靴	1	36			長靴	1	36		
		防寒服	1	36			防寒服	1	36		
		防寒ズボン	1	36			防寒ズボン	1	36		
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36				
	防寒服	1	36		防寒服	1	36				
	防寒ズボン	1	36								
7	農林局倉吉農業改良普及所及び東伯農業改良普及所の普及主任、普及員及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で農畜産物の加工流通及び農業労働の業務に従事する職員	白衣	2	60	7	農林局倉吉農業改良普及所及び東伯農業改良普及所の普及主任、副主幹及び改良普及員の職務に従事する職員のうち常時現地で農畜産物の加工流通及び農業労働の業務に従事する職員	白衣	2	60		
		作業服（上衣）	2	60			作業服（上衣）	2	60		
		作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60		
		作業服（ズボン）	2	60			作業服（ズボン）	2	60		
		作業服（夏ズボン）	2	60			作業服（夏ズボン）	2	60		
		長靴	2	36			長靴	2	36		
		防寒服	1	36			防寒服	1	36		
	防寒ズボン	1	36		防寒ズボン	1	36				
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36				
	防寒服	1	36		防寒服	1	36				
	防寒ズボン	1	36								

	8	農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） 長靴 安全靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボン	2 2 2 2 1 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36 36				
	9	所長、 局長及び 農林局林 業振興課 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） キャラバン シューズ 長靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボン	2 2 2 2 1 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36 36				
	略								
西部	略								
総合 事務 所	19	日野振 興セン ター日野 県土整備 局の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員（維持 管理課の 土木監視 員及び河 川砂防課	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） 長靴 安全靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボン	2 2 2 2 1 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36 36				
	8	農林局 地域整備 課の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） 長靴 防寒服 安全靴 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36				
	9	所長、 局長及び 農林局林 業振興課 の職員の うち常時 現地で業 務に従事 する職員	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） キャラバン シューズ 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 2 1 1 1 1	48 48 48 48 36 36 36 36				
	略								
西部	略								
総合 事務 所	19	日野振 興セン ター日野 県土整備 局の職員 のうち常 時現地で 業務に従 事する職 員（維持 管理課の 土木監視 員及び河 川砂防課	作業服（上 衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（ズボ ン） 作業服（夏ズ ボン） 雨合羽 長靴 安全靴 防寒服	2 2 2 2 1 1 1 1	60 60 60 60 36 36 36 36				



	雨合羽	1	36						
	防寒服	1	60						
	防寒ズボン	1	60						
	3 略				2 略				
	4 略				3 略				
	5 略				4 略				
	6 略				5 略				
	7 略				6 略				
	8 略				7 略				
	9 略				8 略				
	10 略				9 略				
略				略					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第6号**

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表彰の対象)</p> <p>第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自己の危険を<u>顧みず</u>、職務を遂行した者</p> <p>(3) 職務上又は職務外の行為について、広く<u>賞賛</u>を受け、著しく職員の名誉を高揚した者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 この訓令による表彰は、死亡した職員についても<u>行う</u>ことができる。この場合において、表彰の日付けは、生前の日に<u>遡る</u>ものとする。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する<u>部長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自己の危険を<u>かえりみず</u>、職務を遂行した者</p> <p>(3) 職務上又は職務外の行為について、広く<u>賞さん</u>を受け、著しく職員の名誉を高揚した者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 この訓令による表彰は、死亡した職員についても<u>行なう</u>ことができる。この場合において、表彰の日付けは、生前の日に<u>さかのぼる</u>ものとする。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部長表彰は、部長（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第17条第1項に規定する<u>部局長</u>、会計管理者及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。）が前条第1項各号のいずれかに該当する職員（知事の事務部局及び労働委員会の事務局に勤務する職員に限る。）に対して行う。</p> <p>4 略</p>

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

**鳥取県訓令第7号**

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を改正する訓令

第1条 職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（平成28年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(外国旅行における宿泊費等の取扱い)</p> <p>第3条 職員の外国旅行における宿泊費に係る宿泊費基準額は次に掲げる額とし、<u>宿泊手当の額は国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第11条に規定する宿泊手当の額とする。</u></p> <p>(1) <u>知事、副知事及び政策統轄監に係る宿泊費基準額 政令第9条に規定する宿泊費の額のうち政令第1条第2項第2号に規定する指定職員等に適用される額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者以外の宿泊費基準額 政令第9条に規定する宿泊費の額のうち政令第1条第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に適用される額</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、<u>宿泊費</u>について必要な額に増額調整することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(外国旅行における宿泊費等の取扱い)</p> <p>第3条 職員の外国旅行における宿泊費に係る宿泊費基準額及び<u>宿泊手当の額は、別表第1に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、<u>宿泊料</u>について必要な額に増額調整することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(外国旅行の航空賃の取扱い)</p> <p>第4条 職員の外国旅行における航空賃は、<u>別表第1に定める旅客運賃の範囲内の実費額とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、<u>別表第2に定める旅客運賃の範囲内において増額調整することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(外国旅行の航空賃の取扱い)</p> <p>第4条 職員の外国旅行における航空賃は、<u>別表第2に定める旅客運賃の範囲内の実費額とする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、次に掲げる場合において、特に必要があると認めるときは、<u>別表第3に定める旅客運賃の範囲内において増額調整することができる。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の外国旅行の旅費に関する取扱規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

**鳥取県訓令第8号**

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属長 本庁の課（課に相当するものを含む。<u>以下同じ。</u>）及び地方機関等の長（労働委員会事務局にあっては、事務局長とする。）の職にある者をいう。</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 <u>部</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する<u>部</u>（特定機関である<u>部</u>を除く。次項において同じ。））、同条例第18条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2 安全推進者は、<u>部</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の代理者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあっては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあっては<u>部</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあっては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属長 本庁の課（課に相当するものを含む。）及び地方機関等の長（労働委員会事務局にあっては、事務局長とする。）の職にある者をいう。</p> <p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 <u>部局</u>（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する<u>部局</u>（特定機関である<u>部局</u>を除く。次項において同じ。））、同条例第18条第1項に規定する会計管理部及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2 安全推進者は、<u>部局</u>の長又は地方機関等の長が、その所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(総括安全衛生管理者等の代理者)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 総括管理者等の代理者は、本庁の総括安全衛生管理者及び衛生管理者の代理者にあっては職員支援課長が本庁の職員のうちから指名した者を、本庁の安全推進者の代理者にあっては<u>部局</u>の長がその所属職員のうちから指名した者を、地方機関等の総括管理者等の代理者にあっては当該地方機関等の長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。</p> <p>3 略</p>

(化学物質管理者)

第8条の2 リスクアセスメント対象物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。以下この条において同じ。）を製造し、又は取り扱う本庁の課及び地方機関等に、省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、同項に規定する表示等及び教育管理を、当該本庁の課又は当該地方機関等以外の本庁の課又は地方機関等（以下この項において「他の本庁の課等」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁の課等に置かれた化学物質管理者が管理する。

2 リスクアセスメント対象物の譲渡又は提供を行う本庁の課及び地方機関等（前項のリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う本庁の課及び地方機関等を除く。）に省令第12条の5第1項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。ただし、当該表示等及び教育管理を、当該本庁の課又は当該地方機関等以外の本庁の課又は地方機関等（以下この項において「他の本庁の課等」という。）において行っている場合には、当該表示等及び教育管理に係る技術的事項については、当該他の本庁の課等に置かれた化学物質管理者が管理する。

3 化学物質管理者は、当該本庁の課又は地方機関等の所属長がその所属職員のうちから指名した者をもって充てる。

4 第6条第3項の規定は、前項の規定により化学物質管理者を指名した場合について準用する。

(保護具着用管理責任者)

第8条の3 化学物質管理者を置く本庁の課及び地方機関等であって、リスクアセスメント（省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。）の結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものに、省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理させるために、保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、当該本庁の課又は地方機関等の所属長がその所属職員のうちから指名

<p><u>した者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>第6条第3項の規定は、前項の規定により保護 具着用管理責任者を指名した場合について準用す る。</u></p> <p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 衛生委員会の会長（以下この項において「会 長」という。）は職員支援課長又は地方機関等 の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下こ の項において「委員」という。）は次に掲げる者 のうちから会長が指名した者をもって充てる。こ の場合において、会長は、委員の半数を職員団体 の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつて は、<u>部</u>（労働委員会事務局を除く。）から各1人 を指名するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>	<p>(職域委員会)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 衛生委員会の会長（以下この項において「会 長」という。）は職員支援課長又は地方機関等 の長の職にある者を、衛生委員会の委員（以下こ の項において「委員」という。）は次に掲げる者 のうちから会長が指名した者をもって充てる。こ の場合において、会長は、委員の半数を職員団体 の推薦を受けた者から指名し、本庁の委員にあつて は、<u>部局</u>（労働委員会事務局を除く。）から各1 人を指名するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6・7 略</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和8年3月31日から施行する。ただし、第6条の2第1項及び第2項の改正規定、第8条第2項の改正規定並びに第15条第5項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第9号**

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員研修規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員研修規程（昭和47年鳥取県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(研修の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>局</u>（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(研修の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を習得させるため、職員の所属する本庁の<u>部内局</u>（局に相当するものを含み、課を置かない場合に限る。）、課（課に相当するものを含む。）若しくは地方機関の長（以下「所属長」という。）又は職員人材開発センター所長（以下「所長」という。）が指名した職員に対し、職員人材開発センターにおいて行う研修をいう。</p> <p>5・6 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

**鳥取県訓令第10号**

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

県の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

県の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(執務時間) 第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、 <u>午前9時から午後5時まで</u> とする。	(執務時間) 第2条 県の執務時間は、鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、 <u>午前8時30分から午後5時15分まで</u> とする。

**附 則**

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の執務時間に関する規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（執務時間）</p> <p>第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（執務時間）</p> <p>第2条 教育委員会事務局の執務時間は、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>とする。</p>

#### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。